（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正）

第八条　次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十三条の厚生労働省令で定める基準） **第四条**　法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　次のいずれにも該当すること。 イ　次のいずれにも該当すること。 (1)　その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条第一項に規定する短時間労働者を除く。第五条の四第四号において同じ。）一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数が、計画期間の終了日の属する事業年度(2)において「計画期間終了事業年度」という。）に属する各月ごとに全て四十五時間未満であること。 (2)　（略） ロ　（略） 九　（略）	（法第十三条の厚生労働省令で定める基準） **第四条**　法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　次のいずれにも該当すること。 イ　次のいずれにも該当すること。 (1)　その雇用する労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する短時間労働者を除く。第五条の四第四号において同じ。）一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数が、計画期間の終了日の属する事業年度(2)において「計画期間終了事業年度」という。）に属する各月ごとに全て四十五時間未満であること。 (2)　（略） ロ　（略） 九　（略）